

能州櫛比庄内保村之内田地事

合伍并瀬上殿屋敷一所年貢貳百文
作人瀬上

右件田地者宗悟重代相傳所領也。然眼永代奉寄進總持
寺塔頭法光院者也。於子孫中不可有違亂煩。若於背此
旨輩者、不可爲宗悟之子孫。仍爲後證寄進狀如件。

康暦元年二月三日

沙彌 宗 悟 在判

(二月三日は尙改元以前に在るが故に、この年次疑
ふべく、文書の眞偽未だ俄に斷すべからず。)

二月三日。假揭

六〇七

【總持寺文書】 鳳至郡

沽却

能登國櫛比庄内保村之内田地事

合漆拾苜 在所瀬上、此内屋敷貳百、
作人瀬上殿

右件田地者宗悟重代相傳之所領也。然依有要用、眼永
代道叟和尚之小師御中賣渡申處也。於子孫中不可有違
亂之儀、若於背此旨輩者、不可爲宗悟子孫。仍爲後日

沽却狀如件。

康暦元年貳月參日

沙彌 宗 悟 在判

(二月三日は尙改元以前に在り。故にこの年次疑ふ
べく、文書の眞偽未だ俄に斷すべからず。)

二月九日。沙彌宗悟、鳳至郡總持塔頭法光院に
田地を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡

六〇八

奉寄進能登國櫛比庄惣持寺法光院田地事

合參百廿苜并山一所者
一所二百かりだうばたけ、
一所百廿かりれうぜん作
一所やりかは山年貢一貫百五
十文

右の田地は、宗悟ぢうだいさうでんの所りやうなり。しか
るを芝叟(長谷部)・祖英・空照・宗悟がいはひれう所くのために、ゑ
いたひ法光院にきしんしたてまつる處也。若宗悟がしそ
んにおいて、いらんわづらひ申輩は、ながくふけうの人た
るべし。仍爲後日寄進狀如件。

永和五年二月九日

沙彌 宗 悟 在判

六〇九 (だうばたけは 永徳二年十月及び應永六年六月十七
日の條の堂昌なるべし。れうぜんは永徳二年十月の
條に了禪とし、應永六年六月十七日の條に了善に作
る。)

二月廿八日。鳳至郡總持寺侍者、寺領小野谷田

昌の目録を注す。

六〇九

【總持寺文書】 鳳至郡

小野谷田昌日記

四十 苜 五郎四郎屋敷田 作人三郎次郎

貳貫百五十文 又太郎屋敷壹貫五百文 作人明通
彌平次郎作四百五十文
彌三郎屋敷二百文

六百 文 次郎太郎作 作人禪觀浴主

壹貫百文 平野田此外 作人次郎三郎

七百 文 大地四郎作 作人六郎

壹貫百文 六十苜大西作 百文昌
二百文又六屋敷 作人道善
一處十束苜 又一處十束苜

六百 文 四十苜 作人新佛
百五十苜
五束苜

貳百文 平野屋敷 作人尊惠
百 文 作人法善
七百 文 山上屋敷昌 三百文心佛 貳百文六郎
百五十文道圓 五十文道禪
作人六郎三郎

定年貢分七貫六百七十文

四百九十文 此八百姓五人中ノ御恩 百文平野 百文小澤昌
百五十文大地作 百四十衛門次郎作

已上都合八貫百六十文

白山宮田昌 三十苜 宮腰 現米六斗作人孫七
二百五十 富岳昌 富岳上昌孫七恩給
二十苜 御懸壁

高尾堂田 三十苜

永和五年二月廿八日 侍者記之

在判

(永和四年九月廿四日の條に、長谷部正連がわのや
の谷を總持寺に寄進したること見えたり。)

四月十三日。吉見氏頼、彌郡若正丸に、その所
領鳳至郡大澤村五分二を安堵せしむ。

【筒井文書】 鳳至郡

六一〇